

郵便貯金銀行に係る内閣府令・総務省令事項説明資料
〈郵政民営化法第 110 条関係〉

平成 20 年 6 月 18 日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の改正

- 1 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」において、振替の対象を株式等に拡大し、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める改正がなされている。

この法律の施行に伴い、郵便貯金銀行が民営化当初から行うことのできる業務を定めた標記命令の第 2 条第 1 項第 2 号において、引用する法律名を改める。

- 2 なお、上記 1 の命令の改正規定は、上記法律の施行日【同法の公布日（平成 16 年 6 月 9 日）から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日】から施行する。

（参考）

- ・ 郵政民営化法第 110 条第 1 項第 4 号ロの内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、主務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。（郵政民営化法第 123 条）

参 考

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成18年内閣府・総務省令第3号）の一部改正案

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（郵便貯金銀行の業務の制限） 第二条 法第百十条第一項第四号ロに規定する内閣府令・総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 国債証券等に係る有価証券の買取り（郵便貯金銀行又は法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（次項第二号及び次条第一項第七号において「旧公社」という。）における有価証券の募集の取扱いにより国債証券等を取得した者若しくはその相続人その他の一般承継人又は加入者（<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号）第二条第三項に規定する加入者をいう。次項第二号において同じ。）からの買取りに限る。） 三 （略） 2 （略）	（郵便貯金銀行の業務の制限） 第二条 （同左） 一 （略） 二 国債証券等に係る有価証券の買取り（郵便貯金銀行又は法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（次項第二号及び次条第一項第七号において「旧公社」という。）における有価証券の募集の取扱いにより国債証券等を取得した者若しくはその相続人その他の一般承継人又は加入者（<u>社債等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号）第二条第三項に規定する加入者をいう。次項第二号において同じ。）からの買取りに限る。） 三 （略） 2 （略）

(参照条文)

○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第一条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社債、株式等の振替に関する法律

（中略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（以下略）

○ 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）

（業務の制限）

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～三 （略）

四 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（次に掲げる業務を除く。）

イ （略）

ロ 国債証券等に係る有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。ハにおいて同じ。）の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

ハ （略）

五・六 （略）

2～6 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 （略）

二 第百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第百十一条第八項、第百十二条第一項、第百十六条第三項又は第百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。